

京都市告示第116号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止及び一部廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和4年5月2日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	大原水0696号	左京区大原来迎院町279番地地先 同町271番地地先	点
2	大原水0697号	左京区大原来迎院町270番地地先 同町271番地地先	点
3	新道水0007号	東山区金屋町553番地の1地先 同町550番地の3地先	点

(廃止水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	上賀茂水0037号	北区上賀茂六段田町17番地地先 同町44番地の10地先	点

(一部廃止水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	岩倉水0011号	左京区岩倉花園町90番地の6地先 同町67番地の1地先	点

(建設局土木管理部道路明示課)